

スマートフォンアプリ利用規定の変更

○以下のとおり規定を変更予定です。(変更箇所は青、追加・変更箇所は赤字で示しています。)

変更前	変更後
<p>第5条 本人確認</p> <p>1. 本サービスのうち所定のサービスを利用する場合は、本人確認書類として運転免許証をスマートフォンのカメラで撮影し送信するものとします。ただし、未成年者の代わりに親権者が本サービスを利用する場合は、親権者の運転免許証と未成年者については当行が定める本人確認書類をスマートフォンのカメラで撮影し送信するものとします。</p>	<p>第5条 本人確認</p> <p>1. 本サービスのうち所定のサービスを利用する場合は、本人確認書類として運転免許証と健康保険証をスマートフォンのカメラで撮影し送信するものとします。ただし、未成年者の代わりに親権者が本サービスを利用する場合は、親権者の運転免許証と未成年者については当行が定める本人確認書類をスマートフォンのカメラで撮影し送信するものとします。</p>
<p>第12条 サービスの概要 2 (6)</p> <p>(6)口座開設時に送付するキャッシュカードやその他の送付物を一部でもお受取りいただけなかった場合等は、開設した口座、サービスを含め、全てのお申込みを取消したものとさせていただきます場合があります。</p>	<p>第12条 サービスの概要 2 (6)</p> <p>(6)口座開設時に送付するキャッシュカードやその他の送付物のお受取りを当行が確認するまでは、入金、振込、払戻し等の取引の全部または一部を制限する場合があります。また、送付物を1つでもお受取りいただけなかった場合等は、開設した口座、サービスを含め、全てのお申込みを取消したものとさせていただきます場合があります。</p>
<p>第12条 サービスの概要 3</p> <p>3. 申込みの対象となる口座は以下のとおりとします。</p> <p>(1)普通預金口座 (2)定期預金口座 (3)証券口座 (4)N I S A (少額投資非課税制度) 口座 (5)外貨普通預金口座 (米ドル、ユーロ) (6)外貨定期預金口座 (米ドル、ユーロ) (7)カードローン口座 (ナイスサポートカード)</p>	<p>第12条 サービスの概要 3</p> <p>3. 申込みの対象となる口座は以下のとおりとします。ただし、事業を営むための口座や屋号の付された名義の口座は開設できません。</p> <p>(1)普通預金口座 (2)定期預金口座 (3)証券口座 (4)N I S A (少額投資非課税制度) 口座 (5)外貨普通預金口座 (米ドル、ユーロ) (6)外貨定期預金口座 (米ドル、ユーロ) (7)カードローン口座 (ナイスサポートカード)</p>